|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 館長 |  | 担当 |  |

様式第１号（第２条関係）

　　　　　市川市公民館使用許可申請書

市川市教育委員会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　申請者　団体名　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　電話　　　（　　　）

|  |
| --- |
| 市川市　　　　　公民館の施設等を使用したいので、使用目的が次に掲げる事項全てに該当しないことを確認し、次のとおり申請します。□　公の秩序又は善良の風俗を害する行為□　収益を得ることを主とする学習塾、物品の販売、申請者の営業内容の宣伝行為等□　公民館の政治的中立性を損なう示威的行為、勧誘その他の選挙運動等□　公民館の宗教的中立性を損なう儀式、布教その他の宗教活動等□　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の利益になる行為市川市公民館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示に違反したとき、又はこの申請書その他添付書類の申請内容に虚偽があることが判明したときは、使用の許可を取り消されても異議ないことを誓約します。 |
| 使用日時 | 年　　月　　日(　)　　　時　　分～　　時　　分 |
| 使用目的 |  | 使用室名 |  |
| 使用予定者の内訳 | 市民等（在住・在勤・在学）　　　　　　人市民等以外の者　　　　　　　　　　　　人 | 使用予定人数合計 | 人　 |

備考

１　公民館の使用に関し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の利益になるかどうかを確認するため、市川市公民館の設置及び管理に関する条例第１１条の規定により、千葉県市川警察署長又は千葉県行徳警察署長の意見を聴くことがあります。

２　審査に必要な範囲において、書類の提出を求めることがあります。

３　身分証明書等により使用される方の住所を確認することがあります。

４　本市に住所を有し、勤務し、若しくは通学する者以外の者又はこれらの者で構成される団体は、教育委員会が適当と認める場合に限り、使用の許可をします。

５　第２条第３項各号に掲げる施設の２分の１面を使用する場合に限り、申請する使用室名に続けて「半」と記入してください。

市川市公民館使用許可申請書（本人控え）

市川市教育委員会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　申請者　団体名　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　電話　　　（　　　）

|  |
| --- |
| 市川市　　　　　公民館の施設等を使用したいので、使用目的が次に掲げる事項全てに該当しないことを確認し、次のとおり申請します。□　公の秩序又は善良の風俗を害する行為□　収益を得ることを主とする学習塾、物品の販売、申請者の営業内容の宣伝行為等□　公民館の政治的中立性を損なう示威的行為、勧誘その他の選挙運動等□　公民館の宗教的中立性を損なう儀式、布教その他の宗教活動等□　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の利益になる行為市川市公民館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示に違反したとき、又はこの申請書その他添付書類の申請内容に虚偽があることが判明したときは、使用の許可を取り消されても異議ないことを誓約します。 |
| 使用日時 | 年　　月　　日(　)　　　時　　分～　　時　　分 |
| 使用目的 |  | 使用室名 |  |
| 使用予定者の内訳 | 市民等（在住・在勤・在学）　　　　　　人市民等以外の者　　　　　　　　　　　　人 | 使用予定人数合計 | 人　 |

備考

１　公民館の使用に関し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の利益になるかどうかを確認するため、市川市公民館の設置及び管理に関する条例第１１条の規定により、千葉県市川警察署長又は千葉県行徳警察署長の意見を聴くことがあります。

２　審査に必要な範囲において、書類の提出を求めることがあります。

３　身分証明書等により使用される方の住所を確認することがあります。

４　本市に住所を有し、勤務し、若しくは通学する者以外の者又はこれらの者で構成される団体は、教育委員会が適当と認める場合に限り、使用の許可をします。

５　第２条第３項各号に掲げる施設の２分の１面を使用する場合に限り、申請する使用室名に続けて「半」と記入してください。